

## 安八ふれあい祭り2023出店要領

### 1. 目的

安八ふれあい祭り実行委員会（以下「実行委員会」という）が、同祭りの廉売市出店等に係る取り決めを行うことにより、事業の運営を円滑に行うことを目的とします。

### 2. 開催日

令和5年11月18日（土）～ 11月19日（日）

### 3. 開催場所

安八町役場庁舎駐車場及び周辺

### 4. 開催時間

11月18日（土） 午前10時～午後4時00分

11月19日（日） 午前 9時～午後4時00分

### 5. 搬入日時（時間厳守）

11月18日（土） 午前9時まで

11月19日（日） 午前8時30分まで

### 6. 搬出日時（時間厳守）

11月18日（土） 午後4時30分から

11月19日（日） 午後4時30分から

※来場者の状況により搬出開始時間が遅れる可能性があります。

### 7. 出店対象事業者

出店対象事業者は、地元商品出品者、産地直送品出品者、飲食の模擬店、その他展示販売等とします。

### 8. 出店者駐車場

実行委員会指定の臨時駐車場とします。但し食材を保冷車にて保管する業者はハートピア安八北側に駐車場を確保するのでその旨申し出てください。（保冷車に限定し、ナンバーを報告する）

### 9. 陳列台等

陳列台、椅子等は出店者で準備してください。但し実行委員会に陳列台、椅子の準備を申し込む場合は、陳列台1台大1,100円、小600円、椅子1脚300円にて貸し出すこととします。

### 10. 出店料

1コマ（テント半分2.7m×3.6m）

町内業者： 8,000円

町外業者： 15,000円

受益者負担として、電気を利用する出店者は1,500円、水道（蛇口設置）を希望する出店者は1,000円を別途徴収します。

（1）実行委員会が「無料配布」などボランティア性の高い出店と認めた団体等は無料。（企業を除く）

（2）実行委員会が、町行政等に大きく寄与する団体と認めた場合は町内業者出店料の2分の1とする。

(3) 特別のコマについては上記出店料以外に別途定めます。

11. 総コマ数

出展ブースのコマ数は70コマ（テント35張り）以内とします。但し、出店申込者1名につき2コマまでとします。

出店申込は、町内業者を優先し、町外事業者は先着順とします。

12. コマ割

コマ割は、出店内容を考慮し商工部会において決定します。

13. 商品管理

11月18日（土）の夜間は警備員において警備を行う予定ですが、原則として各出店者において商品管理を行い、実行委員会は盗難等への責任を負いません。また、天変地異・火等による損害についても責任を負いません。

14. 保健所への届出等

食品衛生営業許可の申請及び届出は実行委員会が一括して行いますが、業態により申請料の負担を求める場合があります。

米穀や酒類の販売などにかかる手続きは、出店者が行ってください。

15. 衛生管理

食品類の衛生管理は、食品衛生法等を遵守し食中毒等の発生に充分留意してください。

16. 清 掃

(1) 出店者は、段ボール箱や出品材料残材など自らの出店に係る不要物（ゴミ類）は、必ず持ち帰ることとします。

(2) 出店者は、各自ホウキ、チリトリ等を持参し、テント周辺を清掃するとともに、各自が準備したゴミ袋に、燃えるゴミ、燃えないゴミに分別した後、中央公民館北側のゴミ集積場まで運んでください。

(3) 油及び生ごみについては、各自持ち帰りください。

17. その他

(1) 商習慣を乱す行為は、絶対行わないでください。また危険な物品や遊具（例：エアガン・ブーメラン等）及び「当たり」が入っていないなど詐欺行為にあたるような「くじ」の販売は行わないでください。

(2) 購入者等からの苦情については、出店責任者自らの責任と費用をもって対応してください。

(3) 商品の陳列及び販売は、他の出店ブースや来場者の通行の妨げにならない範囲で行ってください。

(4) 別紙表明・確約に関する同意書に違反する者は、出店はできません。

(5) 火気を使用する出店者は、消火器を常備してください。また、発電機を使用する者は、ガソリンの補充時には必ず電源を切ってから作業をすることなど、取扱いに関する注意事項を守ってください。

(6) 飲食提供を行う場合は、食中毒等を防止する法令により、「ふた付のゴミ箱」「給水タンク」「消毒液を備えた手洗い設備」「冷蔵庫・クーラーボックス等の保管設備」を配置願います。